

鴻池治良吉	四年十一月	林吉三郎	四年十一月
尾崎淺五郎	四年十一月	山奥喜代吉	四年十一月
津川常治郎	一年九月	西川鶴松	十一月
中舎淺次郎	十一月	梅本榮太郎	十一月
別所淺吉	十一月	中谷半之助	十一月
泉幸三郎	十一月	池田巳之助	十一月

尚ほ村役場も本村の獨立當時は、戸口も極めて少なく、行政事務も極めて簡略なりしかば、村長、助役の外吏員の數も僅かに一二名に過ぎざりしも、漸次戸口の増加と時勢の進運に伴ひ、吏員の數も次第に増員せらるゝに至れり。

而して編入當時は村長、助役、收入役の外に書記六名、技手一名を置き、庶務、會計、稅務、勸業、學務、土木、衛生、戶籍、兵事及び水道の十係に分ち、夫々専門的に事務を取扱はしむる事とせり。且村役場の廳舎も、大正三年には村内四百四十九番地に、建坪二十六坪四合の家屋を借り受けて之に移轉し、更に大正十二年には四百四十八番地に敷地百六十八坪を借り受け、本造二階建（地階共に三階）七十六坪の廳舎を新築し、同年九月之に移轉せり。今編入當時の村長、助役、收入役を左に示さん

名譽職村長 袖下徳三郎 (大正十一年三月就任)

名譽職助役 中村半兵衛 (大正十三年二月就任)

收入役 中村半三郎 (大正十三年十二月就任)

最後に明治二十六年四月本村の獨立以降に於ける全村會議員中、編入當時の在職議員以外の者にして、十ヶ年以上村會議員の職にありて、村治に盡心せし者を擧ぐれば左し如し

富田朴民	在職二十一年	森内六左衛門	在職十七年
吉宗房吉	在職十三年	野田治兵衛	在職十三年
中島徳兵衛	在職十一年		

## 第六章 財政

本村は既に述べたるが如く、明治二十二年四月町村制の實施せられし當時ありては、戸數僅かに百三四十戸に過ぎざりしかば、到底一村獨立して村政の運川をなす能はず、ために木津川西岸の諸新田と共に、川南村の一大字として甘んぜざるを得ざりしなり、更に同三十年川南村の大部分が大阪市に編入せらるゝに際しても、獨り津守新田のみは

最後に大正十三年度に於ける本村内の直接國稅、府稅及び村稅の負擔額、並に其の二戸及び一人宛平均の負擔額を示さん

種別	納税額	一戸當平均	一人當平均
直接國稅	一三九、七二二圓	一三五圓二八四厘	二九圓六八七厘
府稅	一一、三五〇	六、六七六	一、四七三
村稅	六一、四九二	三六、一七二	七、九六九
合計	三〇二、五五四	一七八、〇三二	三九、一二九

而して之を郡内の他町村に比較せんか即ち本村は直接國稅の負擔額に於ては、西成郡中第三位の多きを占め、更之を戸數並に人口に對比せんか、平均負擔額の多き事、郡中他に其の比を見る能はず。而して之を全たく村内大日本紡績津守工場の大工場を有するがために外ならざるなり。更に本村の最近に於ける納稅成績に就いて見るに

年 度	國 稅	府 稅	村 稅	合 計
	滞納金額 歩合	滞納金額 歩合	滞納金額 歩合	滞納金額 歩合
大正九年度	一四、九二 <sup>円</sup> 〇元	一四、六一 <sup>円</sup> 七角	三三、九 <sup>円</sup> 〇角	七三、一〇 〇角
大正十年度	一四、〇〇 〇角	四九、七〇〇	五五、〇〇 〇角	一、四七、〇〇 〇角

大正十一年度 一〇三、六一 〇角 二六、〇<sup>円</sup> 〇角 三六、九〇 〇角 八三、二五 〇角  
 大正十二年度 二五、〇五 一〇〇 一〇、一〇 〇角 三三、八〇〇 〇角 六五、九〇 〇角  
 尙ほ其の成績を郡内他の町村に比較對照せんか、大正十二年度の如きは、川北村に次ぐ郡内第二位の好成绩を示せり。

## 第七章 産業

本村は大阪市に接近し、且つ古來木津川の舟楫の便ありしに雖も、土地低濕にして住宅地又は工場地として利用するに極めて不便なりしかば、専ら耕地として利用せらるゝのみに過ぎず、ために昔時村内は農業以外に殆んど他の産業の見るべきものなかりき。然るに近時大阪市の發展に伴ひ、且つは大資本の工業興るに及び、村内にも漸次大工場の設けらるゝもの簇出し、従つて之等の諸工場に從業する者年々に増加し、村内の人口は著しく増加するに至れり。されば之に伴ふ商業並に小工業亦漸次隆盛に赴き、更に反面工場並に住宅の増加に伴ひ、耕地は漸次其の面積を失ひために農業は年々共に衰退するの止むなきに至れり。而して左に最近數年間に於ける村内の職業別戸數並に從業者數の統計を示さん。

年次	農業	飼畜業	園藝業	工業	商業	交通業	公務及 自由業	其他	無職	合計
大正九年	戸數 四八九 從業者 四四五	五一	八二	二四一 二六	二七 七二	八二	一四 一五	一、〇五 三〇	一八 一八	一、三二 七〇八
同十一年	戸數 三七三 從業者 三三〇	五一	九二	一八三 一九	一九 九	八二	一四 一四	一、〇一 四九	二〇 三三	一、四四 七三六
同十二年	戸數 三九六 從業者 三九三	五一	九二	二五三 二五	一六 〇八	八二	一七 一七	一、三六 七五	一五 一七	一、七六 七九

右表中其他ごあるは工場従業者並に大阪市内外の會社銀行工場等に通勤する者を總計したるものなり。

即ち右の統計に依つて見るも、村内戸数の七割強は労働者給料生活者並に他への通勤者を以て満たされ、殘餘の約二割弱が各自獨立の農工商其の他の職業に従事せるのみに過ぎず、されば若し村内より二三の大工場を除かんか、本村は全たく産業上見るべきものなしと稱するも敢て過言にあらざるべし。

次に村内の各種製産額に就いて之を製産業の種類に依つて區別せんか、最近數年間の統計左の如し

年次	農産額	畜産額	工産額	合計
大正四年	三、一三 <sub>四</sub>	四 <sub>四</sub>	四、一五、三六 <sub>四</sub>	四、三四、五五 <sub>四</sub>
大正八年	一七、二五 <sub>一</sub>	一、三〇 <sub>七</sub>	一九、八九、九〇	二〇、〇一、七八

大正十年	六、六五	三、六四	一五、五〇、九六	一五、五六、二四七
大正十一年	六、三三	八、六一	一〇、九五、九六	一〇、二六、四一
大正十二年	五、〇三	四、一〇	一七、三六、八元	一七、二七、一一

而して右の統計に依れば、村内の製産物中工産物は殆んご製産總額の九割九分強を占め、農産並に畜産額は僅かに百分の一弱に過ぎず。而かも工産額中、約九割七分は大日本紡績津守工場及び淺野セメント木津川工場の産出にかゝれり。されば村内生産總額の九割五分までは前記二大工場の生産にかゝるものにして、本村は之を産業上より見る時は全然二大工場に依るものにして、其の他には殆んど見るべきものなしとすを得べし。

## 農 業

本村は往時木津川尻の密洲なりしを、二百餘年前開拓して耕地をなせるものにして、村落の發達遅れ、而かも村は交通の要路に當りし土地にあらざれば全村悉く耕作地として利用せらるゝ外なかりしが上に、土地極めて平坦にして地味亦沃饒なりしかば、農業最も古くより發達し、且つ最も盛なりしなり。特に隣接町村たる十三間川以東の諸村が古來畑場八ヶ村の稱あり、何れも水利に乏しく、ために殆んご水田を有せざりしに反して、本村は十三間川及び木津

川の水利の便を有し、域内の耕地は其の大部分が水田にして、米の産額多かりしは最も注目すべきものなり。然れども水田は稍低濕に過ぎるを以て、麥の栽培に適せず、ために麥は畑地に産するのみなれば、其の産額は比較的僅少なりき。其の他の農産物は棉花、蔬菜等最も主要なるものなりき。然れども其の産額は土地餘りに低濕に過ぎるがために面積に比して左程豊饒なりきな才能はず。こは舊幕時代に於ける此の地の檢地に依つて見るも、略村内耕地の状態を察知し得らるべし、即ち檢地帳に現はれたる耕地の總面積は八十町歩餘にして、之が村高は僅かに四百八十石餘に過ぎざりしなり。而して之を附近の勝間村が耕地百十五町歩に對して、村高千四百石、中在家村が耕地四十町歩に對して四百十餘石、今宮村が百四十七町歩に對して二千百五十石餘、木津村の百九十町に對して二千六百六十石等に對比せんか、本村の村高は面積に比し、他町村の約半分に過ぎざりを知るべし。尙ほ檢地は村内の耕地に夫々等級を附し、之が品位を定めて獲米率を定めたるものにして、本村は左の如く等級を定められたり。即ち

上	田	一石五斗	下	田	六斗五升	下々田	四	斗
上	畑	一石	中	畑	八斗	下々畑	四	斗
屋	敷	一石						

而して村内には上田は面積極めて少なく、而かも中田なるものなく、下田、下々田等殆んど全水田の大部分を占め、又畑地に於ても上畑少なく、中畑以下の地多かりしなり。従つて其収穫率少なりしは又當然の事なり。

次に村内に於ける往時よりの農産物の變遷に就いて見るに、米の産額は何等變化を見ざれども、麥の耕作は近年殆んど之を見る能はざるの状態に至れり。又棉花の如きも、土質最も其の栽培に適したれば、昔時其の栽培は最も盛んに行はれ、従つて棉花は本村の主要農産物の一に挙げられたりしも、明治初年頃より漸次外棉の輸入せらるゝに及び、たちまち之に壓倒せられて同二十四五年の頃には、遂に全たく其の栽培は跡を斷つに至れり。次に藍の栽培も一時稍盛なるものありしかども、近年頃に其の需要を失ひしかば、遂に其の影を潜そめ、獨り蔬菜のみは近く大阪市の一大需要地を控へて、頗ぶる便利なる位置にあるを以て、其の栽培は今尙ほ最も盛にして、現時主要農産物は米の外は胡蘿蔔、葱、瓜類及び茄子等の蔬菜類のみをなす。

斬くの如く本村は古來純農村として發展を見たる土地なれども、明治の末年より漸次村内に大工場 of 設けらるゝものあり、ために耕地の一部は工場地ミ化し、又一面人口の増加に伴ひ住宅激増して、耕地は益々其の面積を失へるのみならず、更に近年商工業の發達と、都市的風潮の浸潤とにより、村民の農業を捨て、他に轉業する者多く、従つて農業は年々共に衰微するのみにして、今や耕地は村の南部に存する外は住宅地或ひは工場地以外に於ても殆ん之を見る能はず、其の大部分は荒地として放任せらる。されば農産額の如きも近年著しく減少するに至れり。尙ほ左に最近數年間に於ける農産額及び主要農産物額を示さん

年次	米	麥	蔬菜	合計
大正四年	二五、〇〇五 <sup>円</sup>	二、二三八 <sup>円</sup>	四、八九一 <sup>円</sup>	三二、一三四 <sup>円</sup>
大正七年	六一、三五〇	二、〇八〇	一六、〇九一	七九、五二一
同 九年	四〇、九六七	二、〇八八	一三、六一七	五六、六七二
同 十年	二〇、三五六	六八六	四二、八二三	六三、六五六
同 十一年	二六、六二〇	—	三四、七四三	六一、三六三
同 十二年	二二、一二〇	—	三〇、九〇三	五三、〇二三

備考 右表蔬菜中重なるものは胡蘿蔔葱最も多く其の他は胡瓜、茄子、分葱、菊菜、冬瓜、越瓜等なり。次に大正十二年度に於ける主要農産物の種類及び産額を示さん

種類	收穫高	金額
米	七一四石	二、一一二圓
胡蘿蔔	四五、二〇〇貫	一六、一七〇
瓜類	二二、八五、〇貫	四、一一九
葱	九〇、〇〇〇束	六、二六四

其他 合計

七、二〇〇  
五四、八七三

次に村内農家の数は專業九十戸、兼業八戸にして此の人員三百九十二人あれども、本村の耕地は専ら白山氏及び木津川土地運河株式會社の占有に屬するがため、村内の農家は悉く小作農にして自作農なし。之全たく此の地が徳川時代に一個人の事業として開拓せられたる新田なれば、開拓の頭初より其の開拓者又は之が繼承者たる地主に依つて經營せられ住民は悉く小作者なりしがために外ならず。然れども村内の小作は特に民法制定後永小作權を設定せられしかば、他の地方の小作は全然其の趣を異にするものあり。されば左に之を略述せん。

## 永小作と土地の分割

古來我國に行はるゝ普通の小作契約は俗に一期小作と稱し、何等民法上特別の規定に準據する所なく、唯古來よりの慣習に據つて地主對小作人の間に、隨意に締結せられたる契約にして、其の多くの場合に於て契約期間の定めなきを常とす。されば何時にても地主又は小作人の自由意志によつて、相手方の承認を得て契約の解除をなし得らるゝものなり。然れども土地の情況によつては小作をなすに當りて、小作人が耕地に對して多大なる犠牲を拂はざれば、以

て完全なる耕地をなし能はざる場合あり、或ひは今日小作人が耕作しつゝある小作地に對して、過去の時代に於て本人又は其の祖先が特別の犠牲を拂ひ、以て契約締結當時よりも地主に對して多大なる利益を受けしめたる場合、若しくは小作人が地主との間に特殊の關係を有する場合あり。而して若しかゝる場合に於て小作契約が單に地主の自由意志に依つて何時にても解約し得らるゝものとせんか、小作人は多大なる不利益を來たす懼れなしとせず。故に法律はかゝる場合に特に小作人の利益を保護すべき必要あるものなれば、我民法に於ても特殊の規定を設けて、かゝる場合に於ける小作人の利益を保護する事とせり。是れ即ち永小作權の規定の設けらるる所以なりとす。されば永小作權の設定は特殊の事情の下に於てのみ締結せらるゝものにして、其の事例は全國にも比較的僅少ななるものなり。

備考 永小作權の内容に就ては、一々之を詳述する餘裕を有せざれば今は之を略す。

然るに今本村の場合に於て之を見るに、徳川時代に横井、金屋の兩人が幕府に地代金を上納して、周圍に堤防を築き海水の浸入を防ぎ、以て從來の荒蕪地を耕地として開拓し、漸次小作人をして耕作せしむる事となし、爾後轉々して現今白山氏の所有に歸するに至れるものなるが、元來本村の如き新田にありては、耕地は始めより充分なる收穫を得る事能はず、されば小作人が充分なる收穫を得んせせば、幾多の犠牲を拂はざるべからざるものなり。而して此の小作人の特殊の犠牲に依つて、地主も自ら多大なる利益を得るものなれば、當然小作人に對して相當有利なる條件を與へ、以て小作人の利益を保護すべきは極めて當然の事なりとす。殊に本村は開拓後海嘯のために、堤防破壊して全

村多大なる損害を被りしことあり、而して之が回復に當りても地主は素より、小作人に於ても多大なる勞力と犠牲とを拂ひ、以て漸やく今日に至れるものなり。故に本村の小作人は、他の地方に於ける一般の小作人は、其の間著しく事情を異にするものあり、茲に民法制定と共に永小作權の規定を設けらるゝや、此の地の小作契約に對しては直ちに之が適用を受くることとはなれり。従つて永小作權の存続期間中は、たゞ地主たりと雖も、自由に契約を解除し或ひは小作權者の承諾を得ずして自由に所有權の移轉をなす事を得ざるなり。斯くて小作人の利益は法律を以て保証せらる。

然れども斯くの如き永小作權の設定は、其の土地が永久に純農村として耕作のみに使用せらるゝ場合は、別段不便を來たす事なれども、本村の如く大都市に接續して、而かも水陸交通の便よく開け、工場地として各種工場設立を見、或ひは鐵道軌道等の交通機關の敷設を見、又は住宅の激増を來さんとする場合に於ては、此の永小作權の設定せられたるがために、多大なる支障を來たすの懼れあるを免れず。即ち一例を示さんか、或る企業家ありて、工場或ひは其の他の建設物を設けんとする場合に於て、若し普通の土地ならば、仮に其の土地が小作地なりとするも、地主は自由に處分する事を得るものなれば、企業家は地主のみに交渉して之を買受け、直ちに自由に處分し得らるべし。然れども永小作權の設定せられたる土地にありては、先づ地主より所有權を譲り受け、更に永小作權者より其の權利を買収するにあらざれば、自由に處分し能はざるなり。されば全たく二重の手續を要し、頗ぶる繁鎖なるか上に、往

々して地主と小作人との間に双方の利害の相伴なはざる場合多く、其の間常に幾多の困難あるを免れず、ために企業家は其の煩はしさを厭ふて、他に適當なる候補地を探すこととなり、又仮りに其の煩を忍ぶことも、地主並に小作権者双方の了解を得るために徒らに時日を要し、ために機を失するの懼れなしとせず。従つて之がために自然土地の發展を阻碍せらるゝこと尠ならず。

即ち本村の場合に於て之を見んか、本村は其の位置大阪市の南部に連り、西には木津川の水運の便あり、東には十三間川を控へ、工場地として最も適當なる位置を占めながら、今尙ほ村内に工場數比較的少なく、村内の大半が依然耕地或ひは荒地として存する所以は、他に幾多の理由なきに非ずと雖も、確かに村内の耕地が何れも永小作権の設定せられたるがためなる事も、其の一原因なる事を見逃がすべからざるなり。而かも斯の如きは獨り本村のみならず他の新田に於ても幾多の事例あり。されば近年斯くの如き土地の發展を阻碍すべき、永小作権の處分を如何にすべきかに就いては獨り本村のみならず、附近の各新田に於て等しく考慮せられ、或ひは土地を地主と永小作権者との間に一定の比例を以て分割して、其の一方を小作権者の所有に移し、或ひは地主側より永小作の權利を買収して、更に之を普通小作に移すが如き方法を以て、夫々解決を見たるものありしかば、本村に於ても大正十三年の頃より白山氏と小作権者の間に土地分割の議起り双方の間に屢々交渉を重ねたる結果、同十四年四月圓滿なる解決を告げ、茲に土地の分割を行ひ、漸やく永小作権問題の解決を見るに至れり。而して其の割合は地主五分三厘、小作権者四分七厘の割合とせり。

## 畜産業

本村は畜産業の見るべきものなく、飼育業を専業とするものは村内僅かに一戸あるのみにして、養豚業を營なめり而して他は農家の副業として、養鶏をなすものありと雖も其の産額は大正十二年度に於て、年額僅かに四千二百六十圓に過ぎず。尙ほ同年度に於ける村内の家畜飼養戸數は、總數百九十四戸にして、其の内譯左の如し

馬	二一戸	牛	一三戸	豚	一戸	鶏	一五九戸	計	一九四戸
---	-----	---	-----	---	----	---	------	---	------

## 工業

本村は元來純農村にして、明治四十年の頃までは村内工業の見るべきものなく、村民は何れも小作農に従事したりしが、西部は木津川の水運の便あり、又東部には十三間川の境界に沿ふて通するものあり、更に明治三十三年には高野鐵道の、村内の北半を通じて敷設せらるゝあり、水陸交通の便著しく發達し、加ふるに大阪市の著しき膨脹と共に

村内は工業地として最適の地位を占むるに至れり。然れども本村は既に述べたるが如く、土地低濕にして工場等を設くるに頗ぶる不便なるが上に、土地は白山氏の所有に屬し、更に其の上に永小作權の設定せらるゝあり、且つ白山氏は祖先傳來の土地なれば之を他に分讓するを好まざりしかば、自然工業の此の地に發達する事も著しく阻礙せらるゝの傾向を有したりしが、同四十二年には大日本紡績株式會社津守工場の如き一大工場の設けらるゝあり、茲にたちまち本村は一大工場地として認めらるゝに至れり。

續いて歐洲大戰勃發後、我國經濟界未會有の好況時代を現出するや、大阪市は各種の工業日に盛なるに及び、漸次其餘勢は郊外の接續町村に普及せしかば、本村亦當然各種の工場簇出すべき筈なれども、既に前項に述べたるが如く永小作權の設定せらるゝものあるがために、種々なる障碍を招致し、遂に其の機を逸し、僅かに西部及び北部に二三の小工場の設けられしのみにして、目覺しき發達を見る能はざりしは、頗ぶる遺憾なりみなさざるべからず。尙ほ左に最近數年間に於ける工産額並に其の内譯の概要を表示せん

年次	染織工業	機械工業	化學工業	飲食物其他	合計
大正四年	四二,三四,三七 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	二元,一四 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	四二,九二,三六 <sup>円</sup>
同八年	一八,六二,四四	—	九〇,四五	—	一九,八九,九〇
同十年	一三,四七,八三	一六〇,〇〇	一,七九,七五	二,三四〇	一五,五〇,九六

同十一年	七,九八,三三	二九,三三	一,九四,五〇	三,八〇〇	一〇,一九,九六
同十二年	一五,一〇,五五	二六,八三六	一,六九,五〇〇	一三,五元	一七,三六,八六

而して本村の工産額は右の表に依つて見るも頗ぶる漠大なるものあり、されば本村は産額表より見る時は、明かに工業を以て第一みなせども、其の製産は専ら大日本紡績津守工場、及び淺野セメント木津川工場（舊木津川セメント工場）の二工場のみにして他は殆んぞ見るべきものなし。而して大正十二年度に於ける製品及製産額を示せば

綿糸紡績	八,四六,一九圓	織物類	六,七四,三九圓	煉瓦	一五,五〇〇圓
セメント	一,五二〇,〇〇〇圓	石鹼	一三,〇〇〇圓	機械工具	一五,七六圓
船舶	一〇九,五〇〇圓	豆腐及晒箔	一三,五元圓		

次に村内の重なる工場は染織工場一、機械工具工場九、化學工場一、飲食物工場一、雜工場二、合計一四にして尙ほ此の他に小規模の家庭工業の行はるゝものあり。左に重なる工場名其他に就いて示さん

工場名	生品	設立年月	代表者	職工數
大日本紡績津守工場	綿糸綿布	明治四十二年	菊池恭三	三,四九
淺野セメント木津工場	セメント	大正二年	淺野總一郎	二〇
大阪物産株式會社	晒箔	大正八年十二月	岸長三郎	—

津守煉瓦製造所	煉瓦
株式會社大野製作所	眞輪製品
合資會社寶鑄造所	鑄鐵品
大原造船所	船舶
林鑄造所	釜鍋鑄物

大正十一年三月  
大正十年十月

林 尙五郎  
大野 爲一  
吉川 秀信  
大原松之助  
林 吉三郎

## 商業及金融

次に本村の商業状態を見るに、村は屢々述べたるが如く、最近十數年前迄は純農村にして、専ら住民は小作農に従事したるが上に、陸上交通の便に乏しく、殆んど他の地方との交渉なかりしかば、商業に就いて記すべきものなく、而かも大阪の商業都市に接近せるがために、農産物の取引は勿論、村民の日用品の如きも、多くは之を大阪市内に求むるを常とせしを以て、村内に商業の見るべきものなきは、むしろ當然の事なりとなさざるべからず。而して近年大工場等の設けらるゝものあり、ために人口著しく増加し、従つて今日商家の數も百六十餘戸に上るに雖も、其の多くは日用品其の他を商ふ小賣商人にして、而かも其の大半は副業的に之を營なめるものにして、純然たる商業のみに依つて生計を營なむ者は甚だ少なし。されば商業に就いては何等特に記すべきものなし。

更に村内に於ける金融機關に就いて見るに、之亦大阪市に接続せるがために、村内の大工場は素より、村民の大部分は市内の銀行其の他の金融機關を利用する者多く、従つて村内には銀行の如きも本支店は素より出張所等の如きす

ら設けらるゝものなし。されば村内の金融機關に就いても特記する程のものなし。尙ほ本村には明治四十三年の頃産業組合法に依つて、津守購買組合なるもの組織せられ、産業用品並に生計用品の購買又は村民の勤儉貯蓄の奨励、産業資金の貸付等を營なむことせしも、村民の之を利用するもの尠なかりしかば、事業の成績舉がらず、間もなく中絶の姿となり、後全く消滅するに至れり。

## 農會

本村には津守村農會なるもの設けられ、西成郡農會と種々連絡を保ち、以て村内の農事に貢献する所あり。而して津守村農會は本村が未だ純農村たりし、明治三十九年始めて創立せられたるものにして、其の目的とする所は、農事の改良、副業の奨励、農家の勤儉貯蓄其の他農業に關する諸種の研究をなし、以て村内の農業發展のために盡すにあり。斯くて村農會の創設當時は、農家の數も村民の大部分を占め、且つ耕地の面積も頗ぶる大なるものあり、従つて農會の事業は最も重きをなしたりしも、其の後漸次工業發達して、人口の増加するに伴ひ、耕地の面積は次第に失はれ、且つ農家の轉業するもの多く、従つて其の數も漸次減少するに至りしかば、自然農會の活動も輕視せらるゝの傾向を有するは極めて當然の結果なりとなさざるべからず。因に現在の會員數百二十餘名にして會長は前村長河井徳松其の衝に當れり。